

令和4年10月7日に国税庁より通達の一部改正が発表されました。下記に改正内容を記載しますが、読者の皆様に理解していただくため、私見を含んで解説します。

	改正前	改正後
内容	副業が社会通念上の事業に該当し、かつ、副業の収入が300万円超であれば、事業所得と判断する。	副業が社会通念上の事業に該当し、かつ、副業に関する記帳・帳簿保存があれば事業所得と判断する。 なお、記帳・帳簿保存がない場合でも、社会通念上の事業に該当する副業の収入が300万円超である場合は事業所得に該当する。

以上のように「副業の収入が300万円超」という事業所得への該当判断の目安はなくなり、「記帳・帳簿保存」が要件となりましたが、改正内容だけを見ていると「帳簿保存だけをすれば副業の所得は事業所得に分類できる」といった誤認により、追徴課税を受けてしまう事態になりかねません。そのような事態を避けるため、国税庁による改正の背景を念頭に置く必要があります。その背景は次のとおりになります。

「節税を目的とした副業の所得は事業所得ではなく、雑所得に分類する。」

すなわち、国税庁は本書のQ22において解説している、副業の所得を事業所得に分類し、その所得が赤字になるように調整して、それと本業の給与所得を損益通算することで、所得税の還付を受ける方法をさせないようにすることを意図しています。これを許してしまった場合、所得税を不当に減少させることが可能になってしまうためです。当背景を踏まえると、記帳・帳簿保存を行ったからといって副業の所得を節税目的で事業所得に分類するといった判断を回避できるかと思います。

賢明な読者の皆様には改正内容だけを把握するのではなく、改正背景を十分に理解して副業に挑戦していただきたいと願っております。